

社会福祉法人北信福社会役員等報酬規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人北信福社会の定款第8条及び第23条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。

(理事及び監事の報酬の額)

第3条 理事及び監事に対して報酬の額は、一人当たり各年度の総額が200,000円を超えない範囲とする。

(理事会及び評議員会の出席報酬)

第4条 理事が理事会又は評議員会に出席したときは、報酬を支給しないものとする。

なお、同日に併せて法人の業務を行った場合は、第5条の報酬はこれを支払わないものとする。

2 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、日額10,000円の報酬を支払うものとする。

なお、同日に併せて法人の業務を行った場合であっても、第5条の報酬はこれを支払わないものとする。

3 評議員が評議員会に出席したときは、日額20,000円の報酬を支払うものとする。

また、同日にあわせて法人の業務を行った場合は、第5条の報酬はこれを支払わないものとする。

4 費用弁償については、別に定める。

(役員及び評議員の勤務報酬)

第5条 理事長が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬を支払うものとする。

2 理事が理事会及び評議員会以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬を支払うものとする。ただし、理事が職員と兼務がない場合においてのみ支払うことができるものとする。

3 評議員が評議員会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬を支払うものとする。

4 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表1により報酬を支払うものとする。

5 費用弁償については、別に定める。

(報酬の支給方法)

第6条 報酬は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

(出張旅費)

第7条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、日額10,000円の報酬を支給するものとする。

2 業務遂行に必要な経費及び旅費等は、別に定める。

(兼務役員)

第8条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条第1項2号に定める報酬の支給の基準として公表する。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附 則

この規程は、平成29年6月5日（定時評議員会の議決日）から施行する。

別表1

名 称	報 酬	備 考
理 事 長 業 務 報 酬	報酬なし	
理 事 業 務 報 酬	報酬なし	
評 議 員 業 務 報 酬 (日額)	20,000円	
監 事 監 査 指 導 報 酬 (日額)	10,000円	